

## 別紙 1 定義集

事業契約書第 2 条第 1 項に関して、事業契約において使用する文言については、以下のとおり定義する。

1	維持管理及び運営業務等	開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び任意事業を総称していう。
2	維持管理業務	本施設の維持管理に係る業務をいい、詳細は業務要求水準書「V.」による。
3	維持管理業務期間	維持管理業務を行う期間をいい、別紙 2 に規定するとおりとする。
4	運営業務	本施設の運営に係る業務をいい、詳細は業務要求水準書「VI.」による。
5	運営業務期間	運営業務を行う期間をいい、別紙 2 に規定するとおりとする。
6	運営計画書	業務要求水準書において規定される、長期運営計画、中期運営計画及び年間運営計画を総称していう。
7	開館準備業務	業務要求水準書「IV.」において規定される開館準備業務をいう。
8	開館準備業務期間	開館準備業務を行う期間をいい、別紙 2 に規定するとおりとする。
9	会計規則	鳥取県会計規則（昭和 39 年 3 月 30 日規則第 11 号）をいう。
10	完成引渡日	本契約第 41 条に基づき、事業者が県に本施設の引渡しを行い、県が所有権を取得する日をいう。
11	基本協定	県と、本事業の落札者の代表企業である〔 〕 <sup>1</sup> 及び構成員である〔 〕 <sup>2</sup> との間で令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日 <sup>3</sup> 付で締結された「鳥取県立美術館整備運営事業 基本協定書（別紙を含む。）」をいう。
12	業務要求水準	県が本事業の実施に当たり、業務要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいう。なお、提案書類に記載された提案内容が業務要求水準書等に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
13	業務報告書	業務要求水準において規定される、開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び任意事業に関する業務日報、業務月報、四半期活動報告書、年次報告書及びアニュアル

<sup>1</sup> 県 注：落札者のうち代表企業の名称が記入されます。

<sup>2</sup> 県 注：落札者のうち代表企業以外のすべての構成員の名称が記入されます。

<sup>3</sup> 県 注：基本協定の締結日が記入されます。

		ル・レポートを総称している。
14	業務要求水準書	本事業における各業務の実施において事業者が達成しなければならない、県の要求する水準を示す書類をいい、県が令和元年7月23日に公表した入札説明書等の一部である「鳥取県立美術館整備運営事業 業務要求水準書」（その後の追加及び変更を含む。）をいう。
15	業務要求水準書等	入札説明書及び業務要求水準書をいう。
16	供用開始日	別紙2に規定するとおりとする。
17	協力企業	落札者を構成する法人で、業務の一部を事業者から直接受託し、又は請負うもの（構成員に該当するものを除く。）をいう。
18	県	鳥取県をいう。
19	建設企業	本契約に定める建設業務を事業者から直接受任し、又は請け負う企業である、〔 〕 <sup>4</sup> をいう。
20	建設業務	設計・建設業務のうち、業務要求水準書「Ⅲ. 6. (4)」において規定される建設業務をいう。
21	工事監理企業	本契約に定める工事監理業務を事業者から直接受任し、又は請け負う企業である、〔 〕 <sup>5</sup> をいう。
22	工事監理業務	設計・建設業務のうち、業務要求水準書「Ⅲ. 6. (5)」において規定される工事監理業務をいう。
23	構成員	落札者を構成する法人で、業務の一部を事業者から直接受任し、又は請け負い、事業者に出資を行うものをいう。
24	サービス対価	事業者による本契約の履行の対価として、県が支払うものをいい、別紙3に規定されるとおり構成される。なお、サービス対価の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するものとする。
25	事業期間	別紙2に規定するとおりとする。
26	事業者	基本協定に基づいて落札者のうち代表企業と構成員、及びその他の出資者が本事業の実施のみを目的として会社法に定める株式会社として設立した会社であり、〔 〕 <sup>6</sup> をいう。
27	出資者誓約書	株主のうち基本協定の当事者である者が県に提出する誓約書をいい、基本協定別紙1に定める様式によるものとする。
28	情報公開条例	鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号）をいう。

<sup>4</sup> 県 注：落札者のうち建設業務を担当する企業の名称が記入されます。

<sup>5</sup> 県 注：落札者のうち工事監理業務を担当する企業の名称が記入されます。

<sup>6</sup> 県 注：会社法に定める株式会社として設立した会社の名称が記入されます。

29	設計企業	本契約に定める設計業務を事業者から直接受任又は請け負う企業である、〔 〕 <sup>7</sup> をいう。
30	設計業務	設計・建設業務のうち、業務要求水準書「Ⅲ. 6. (3)」において規定される設計業務をいう。
31	設計・建設業務	業務要求水準書「Ⅲ. 」において規定される設計・建設業務をいう。
32	設計・建設期間	設計・建設業務を行う期間をいい、別紙2に規定するとおりとする。
33	設計図書等	業務要求水準書「Ⅲ. 6. (3) f. 」において規定される基本設計図書、実施設計図書及び設計意図伝達に関する資料等を総称していう。
34	設置条例	鳥取県立美術館の設置等に関する条例(令和元年7月4日鳥取県条例第5号)をいう。
35	設置条例等	設置条例、手続条例及びその他の法令並びに本契約を総称していう。
36	代表企業	提案書に落札者を代表するものとして記載された法人をいう。
37	知的財産権等	第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権をいう。
38	提案書類	落札者が入札手続において県に提出した提案書、県からの質問に対する回答書その他落札者が本契約締結までに提出した一切の書類(ただし、「重点対話のための書類(様式5)」を除く。)をいう。
39	手続条例	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年12月28日鳥取県条例第67号)をいう。
40	入札説明書	県が令和元年7月23日付で公表した「鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書」(その後の追加及び変更を含む。)及びこれに関する質問回答書をいう。
41	入札説明書等	本事業の入札公告に際して県が令和元年7月23日付で公表した書類一式(入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準、提案記載要領・様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)及びこれらに関する質問回答書を含むが、これらに限定されない。なお、事業契約書(案)及び基本協定書(案)以外の書類については、その後の追加及び変更を含む。)をいう。
42	任意事業	運營業務のうち、業務要求水準書「Ⅵ. 4. (1)」において規定される、自主事業及び民間提案事業(附帯事業)をいう。

<sup>7</sup> 県 注：落札者のうち設計業務を担当する企業の名称が記入されます。

43	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
44	引渡予定日	本施設の完成引渡しの予定日をいう。
45	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（本契約等で水準が定められている場合及び設計図書で水準が示されている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、県又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
46	附属設備等	本件土地に存在する構造物を指し、詳細は「業務要求水準書 別添資料 11 本事業の事業用地における既存施設の取扱」による。
47	法令	法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
48	法令変更	本契約締結後の法令の新設、改正及び廃止をいう。
49	本契約等	本契約、基本協定書、入札説明書、業務要求水準書、入札説明書等に関する質問回答及び提案書類を総称したものをいう。
50	本件工事	本事業として実施される既存建築物等の解体工事及び建築物等の建設工事並びに改修工事その他一切の工事を個別に又は総称していう。
51	本件土地	本事業を実施する用地を総称していう。
52	本事業	鳥取県立美術館整備運営事業をいう。
53	本施設	本契約に従い整備される鳥取県立美術館をいい、建築物、建築設備、備品、外構施設、駐車場等を含む。
54	落札者	本事業の入札において落札した、〔 〕 <sup>8</sup> をいう。
55	利用料金	本施設の利用者から徴収する利用料金をいう。

<sup>8</sup> 県 注：落札者の名称が記入されます。